

令和6年

第2回熊本県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	3
3	欠席議員	4
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 議長選挙	5
8	日程第 2 議席の指定	6
9	日程第 3 会議録署名議員の指名	6
10	日程第 4 諸般の報告	7
11	日程第 5 会期の決定	7
12	日程第6から日程第15	7
13	提案理由説明	8
14	質疑・討論・採決	12
15	日程第16 報第 1号 債権の放棄の報告について	13
16	日程第17 一般質問	14
17	閉会	14

会 議 日 程

令和6年11月1日（金曜日） 午後2時30分開会

- 第 1 議長選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議第 9号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」
- 第 7 議第10号 専決処分の報告及び承認について
「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」
- 第 8 議第11号 専決処分の報告及び承認について
「訴えの提起」
- 第 9 議第12号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第13号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議第14号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 議第15号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議第16号 熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について
- 第14 議第17号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第18号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第16 報第 1号 債権の放棄の報告について
- 第17 一般質問

出席議員（38名）

1番	寺	本	義	勝
3番	松	岡	隼	人
4番	古	城	義	郎
6番	江	田	計	司
7番	服	部	香	代
8番	猿	渡	美智子	
9番	野	口	修	一
10番	小	西	涼	司
11番	四	海	公	貴
12番	園	田	浩	文
14番	西	寫	隆	博
15番	上	田		孝
16番	松	尾	純	久
17番	立	山	秀	喜
18番	中	逸	博	光
20番	豊	瀬	和	久
21番	布	田		悟
24番	市	原	正	文
25番	牛	嶋	津世志	
26番	尾	崎	幸	穂
27番	吉	良	清	一
28番	藤	木	正	幸
29番	森	田	義	雄
30番	西	村	博	則
31番	宮	本	修	治
32番	藤	澤	和	生
33番	三	浦	賢	治
34番	林	田	燿	宏
35番	柳	迫	好	則
36番	森	本	完	一
37番	吉	瀬	浩一郎	
38番	黒	木	龍	次
39番	中	嶽	弘	継
40番	市	岡	智	恵
41番	木	下	丈	二
42番	内	山	慶	治

43番 松谷 浩一
44番 加賀山 瑞津子

欠席議員（ 7名）

2番 中村 博生
5番 高岡 利治
13番 勝木 幸生
19番 石原 佳幸
22番 高橋 周二
23番 渡邊 誠次
45番 山崎 秀典

説明のため出席した者

広域連合長 大西 一史
副広域連合長 竹崎 一成
事務局長 庄山 義樹
事務局次長兼事業課長 早川 孝幸
事務局次長兼給付課長 池田 良一
事務局次長兼総務課長 緒方 英朗

議会事務局職員

議会事務局長 小原 光博
書記 藤本 丈司
書記 藤井 隆寛
書記 山口 裕里香

午後2時30分開会

○上田孝 副議長

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は38名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりですが、日程第6ないし日程第15の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・

採決に入ることとさせていただきますので、予めご了承下さい。

○

日程第1 議長選挙

○上田孝 副議長

それでは、これより、日程第1、「議長選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、副議長を務めております、本職から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に寺本義勝議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名をいたしました寺本義勝議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上田孝 副議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺本義勝議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました寺本義勝議員が議長におられます。

寺本議長に御挨拶をお願いいたします。

○

(寺本義勝議長 登壇)

○寺本義勝 議長

改めまして、皆様こんにちは。ただいま議長に選出いただきました、熊本市議会議長の寺本義勝でございます。

この度、議長の要職にご選出をいただきましたことは、大変光栄でありますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

さて、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するための極めて重要な施策であります。

医療費が増加の一途をたどる中、団塊の世代が後期高齢者に移行し始め、今後も被保険者の増加が見込まれております。

そうした状況下においても、将来にわたり制度の安定的な運営を確保することは、広域連合の重大な使命であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その使命を十分果たしていかなければなりません。

今後も、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き、ご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(寺本義勝議長 着席)

○

○上田孝 副議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。寺本議長、議長席にお着き願います。

(上田孝副議長 議長席を降りる)

(寺本義勝議長 議長席に着席)

○

日程第2 議席の指定

○寺本義勝 議長

それでは、議事を進行いたします。

これより、日程第2、「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。

よって、議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会議録署名議員の指名

○寺本義勝 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

よって、41番、木下丈二議員、42番、内山慶治議員を指名いたします。

日程第4 諸般の報告

○寺本義勝 議長

次に、日程第4、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による「現金出納検査結果報告」及び同法第199条第9項の規定による「令和5年度定期監査結果報告」がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 会期の決定

○寺本義勝 議長

次に、日程第5、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺本義勝 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第6 議第9号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」

日程第7 議第10号 専決処分の報告及び承認について

「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」

日程第8 議第11号 専決処分の報告及び承認について

「訴えの提起」

日程第9 議第12号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議第13号 令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議第14号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について

日程第12 議第15号 令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第 1 3 議第 1 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について

日程第 1 4 議第 1 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 5 議第 1 8 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○寺本義勝 議長

次に、日程第 6 ないし日程第 1 5 の議案審議を行います。

議第 9 号ないし議第 1 8 号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○寺本義勝 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。

提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

このたび、令和 6 年第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により、円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成 2 0 年 4 月の制度導入以来、今年で 1 7 年目を迎えておりますが、その間、少子高齢化は更に進展し、令和 4 年から団塊の世代が後期高齢者に移行していることから、今後も被保険者の増加が見込まれております。広域連合としても、引き続き医療費の適正化に努めていかなければならない状況にあります。

このような中、国においては、令和 6 年度から令和 1 1 年度までを計画期間とする第 4 期医療費適正化基本方針を定め、新たな目標として、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等を加えるとともに、既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取組を推進することとしており、医療費の更なる適正化が図られているところです。

また、本年 1 2 月 2 日には現行の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することにより、過去の診療情報や薬剤情報に基づいた、総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができること、また、窓口で限度額以上

の支払いが不要になるなどのメリットがあり、現在、国においてその周知や、更に使い勝手を良くするためのカードリーダーの改修を予定しているなど、円滑な移行に向けて取り組まれているところです。

このように、後期高齢者医療制度は、重要な制度改正を控えておりますことから、今後とも国、県、市町村ともに連携して適切な制度運営に取り組んでいく必要があると考えております。

議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、令和5年度歳入歳出決算のほか、令和6年度補正予算など、10件の案件について御審議いただきます。

それでは、まず、議第9号から議第18号までの提案理由につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

議第9号につきましては、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてでございますが、こちらは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため所要の改正を行うものでございます。

議第10号につきましては、「令和5年度の特別会計補正予算」でございますが、こちらは、令和5年度の保険給付実績に応じて決定されます、国、県等の「療養給付費負担金等」の交付額確定、国の「調整交付金」の交付額確定によるものであります。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億9,654万2千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、3,181億1,611万1千円とするものであります。

議第11号につきましては、「訴えの提起」でございますが、こちらは、第三者行為損害賠償求償において、債務者及び第三債務者に対し債権差押命令がなされているにもかかわらず差押金が納付されないため、第三債務者である被告に対し取立を求める訴訟を提起するものでございます。

次に、議第12号及び議第13号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度の「一般会計決算」及び「後期高齢者医療特別会計決算」について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の「組織運営に関する経費」について、支出したものであり、歳入総額は、2億7,034万5,736円、歳出総額は、2億4,652万5,358円となり、歳入歳出差引残額、2,382万378円を、令和6年度に繰り越すものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましては、主に、約30万人の被保険者に対する「保険給付等経費」について支出したものであり、歳入総額は、3,156億3,631万809円、歳出総額は、3,061億2,721万9,816円となり、歳入歳出差

引残額95億909万993円を、令和6年度に繰り越すものであります。

なお、歳入の主な内容としましては、国の療養給付費負担金等の「国庫負担金」が、757億5,144万4,500円、後期高齢者交付金であります「支払基金交付金」が、1,199億1,184万円、などとなっております。

歳出の主な内容としましては、「保険給付費」が、総額2,994億4,031万8,213円であり、歳出総額の97.82パーセントを占めております。

次に、議第14号、「令和6年度一般会計補正予算（第1号）」につきましては、令和5年度の決算に伴う繰越金の編入を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、1,382万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、3億1,240万円とするものです。

次に、議第15号、「令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和5年度特別会計決算に伴う、歳入歳出差引残額43億879万円を繰越金として編入するとともに、令和5年度の療養給付費等の実績確定に伴う追加負担金及び償還金の編入等を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、43億7,189万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,231億5,412万6千円とするものです。また、この補正予算にあわせて、地方自治法第214条の規定に基づき、4件の債務負担行為を設定しております。

次に、議第16号、「熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について」でございますが、こちらは、法律の改正により現行の健康保険証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、広域計画に記載している「被保険者証及び資格証明書」という文言を「資格確認書等」に変更するものでございます。

次に、議第17号、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、徴収猶予に関する規定の追加及び罰則に関する規定の一部削除のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第18号、「熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございますが、こちらは、組合規約に規定する事務から脱退する地方自治体が生じたことから、事務の変更及び規約の一部変更を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○寺本義勝 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の審査結果

について、監査委員から報告を求めます。

_____ ○ _____

○宮本邦彦 監査委員

議長。

_____ ○ _____

○寺本義勝 議長

宮本監査委員。

_____ ○ _____

(宮本邦彦監査委員 登壇)

○宮本邦彦 監査委員

皆様、こんにちは。

私は、昨年12月に監査委員に選任されました宮本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

山鹿市の服部議員も議会選出の監査委員に就任されておられますが、代表いたしまして私から報告をさせていただきます。

お手元に「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書」が配布されていると思いますが、そちらをご覧くださいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から令和6年8月2日付けで審査に付されました令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類の審査結果をご報告いたします。

審査は令和6年9月3日に、服部監査委員とともに実施をいたしました。

審査の対象といたしましては、一般会計及び特別会計のそれぞれの歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及びこれらに関する証書類、並びに財産に関する調書等であります。

審査の方法は、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿等及び証拠書類との照合を行い、必要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査等の結果を参考として計数の正確性等について審査をいたしました。

その結果、審査に付されました「令和5年度歳入歳出決算書」及び「令和5年度主要施策の成果説明書」、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、決算は適正であると認めました。

また、決算に係る監査委員の意見といたしましては、審査意見書の1ページに記載のとおりでございます。

1ページの第5、意見における前段部分では医療費の適正化について申し上げておりません。

令和5年度は、団塊の世代の後期高齢者への移行により、被保険者数、医療費ともに増加しており、今後も増加傾向が続くものと考えられますが、熊本県後期高齢者医療広域連

合では、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした第3次熊本県後期高齢者医療保健事業実施計画を策定し、市町村と広域連合が連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」などの高齢者の特性に応じたきめ細かい保健事業を効果的かつ効率的に実施することにより、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の維持及び向上が図られているところであります。この計画に沿った事業の実施結果から、評価・検証を行い、その結果を反映するよう事業の見直しを行うことで、更なる健康寿命の延伸を通じた医療費の適正化に取り組んでいただくよう要望させていただいております。

また後段では、令和6年12月2日には、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施され、現行の被保険者証が新規発行されなくなるという、被保険者にとっては影響の大きい制度の改正が控えておりますことから、被保険者に対し丁寧に周知・広報を行うなど、国、県及び市町村との連携に留意し、円滑な制度運営に努めていただくよう要望させていただいております。

決算規模等、具体的な数字につきましては2ページから12ページまでに記載のとおりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査のご報告とさせていただきます。

(宮本邦彦監査委員 着席)



○寺本義勝 議長

これより、討論及び採決に入ります。

議第9号、専決処分の報告及び承認について、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議第10号、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議第11号、「訴えの提起」を一括して採決いたします。

以上3件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第9号ないし議題11号、以上3件について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○寺本義勝 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第9号ないし議題11号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第12号、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、議第13号、「令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して採決いたします。

以上2件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第12号、議題13号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立

願います。

(賛成者起立)

○寺本義勝 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第12号、議題13号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第14号「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、議第15号「令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、議第16号「熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について」、議第17号「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議第18号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を一括して採決いたします。

以上、5件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議第14号ないし議題18号、以上5件について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○寺本義勝 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第14号ないし議題18号は、原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

日程第16 報第1号 債権の放棄の報告について

○寺本義勝 議長

次に、日程第16、報第1号、「債権の放棄について」を議題といたします。

本件について、報告の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○寺本義勝 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

報第1号について、御説明いたします。

本件は、債権管理条例第15条第1項の規定に基づく債権の放棄について、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

放棄します債権は、第三者行為に係る医療給付で生じる損害賠償金1件であり、徴収を停止し、相当期間を経過した後においても、これを履行させることが著しく困難であることを理由に令和6年3月31日付けで債権の放棄を決定したものでございます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○寺本義勝 議長

以上で、報第1号を終わります。

_____ ○ _____

日程第17 一般質問

○寺本義勝 議長

次に、日程第17、「一般質問」を行います。

本件については、質問の通告はございませんでしたので、本件は終了いたします。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺本義勝 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて、令和6年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時57分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 寺本 義勝

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長 上田 孝

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 木下 丈二

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 内山 慶治